

<労働組合法第7条第3号該当（支配介入）>

第1 請求する救済の内容

1 被申立人は、以下の措置を取らなければならない。

（第2に記載の事実について、どのような措置を命じることを求めるのか、具体的に記載してください）

（記載例）申立人組合の組合員に対して、組合からの脱退を勧奨するなど組合運営に介入し、組合員を萎縮させるような行為を行わないこと。

2 使用者の行為が不当労働行為と認定されたこと等を確認する文書の掲示等

求める 求めない

（いずれかにチェックしてください）

第2 不当労働行為を構成する具体的事実

(いつ、どこで、誰が、誰に、どうしたのか、組合の結成や運営に使用者が支配介入したとする事実を具体的に記載してください。)

<p>(記載例) 会社の〇〇部長は、〇年〇月〇日、組合員 A を会議室に呼び出し、「君もそろそろ異動の時期だね。君には大いに期待しているから、それなりのポジションを考えているよ。ところで君はまだ組合活動をやっているのかね。君の事を思って言うんだが、将来のためにはならないと思うよ」などと述べた。</p>